



医 一 2177
平成30年3月13日

秋田県医療審議会

会長 伊 藤 宏 様

秋田県知事 佐 竹 敬 人



秋田県医療保健福祉計画（案）について（諮問）

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第15項の規定により、
次の事項について諮問します。

諮問事項

秋田県医療保健福祉計画（案）について

諮問理由

医療法第30条の6の規定に基づき、現行の秋田県医療保健福祉計画（平成
25年3月29日秋田県告示第134号）を変更する必要がある。